

令和8年度 健康福祉委員会資料

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

健康福祉局
(令和8年5月27日)

議案第 78 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正に係る法令・背景

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

2 改正の主な内容

上記 1 の法令の一部改正に伴い、指定障害児入所施設の設置者は、児童対象性暴力等を防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するために、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするため、規定を改めるもの

3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p>第7条～第43条 略</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止等)</u></p> <p><u>第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> | <p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第2章 指定福祉型障害児入所施設</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第3節 運営に関する基準</p> <p><u>第44条 削除</u></p> |